

「日常生活規範」に対する態度形成と家族集団：他者との関係性認識による態度の変化を手がかりとして

稲永，由紀

九州大学大学院人間環境学府教育社会計画学講座：大学院生：地域教育社会学 | 日本学術振興会特別
研究員：九州大学

<https://doi.org/10.15017/952>

出版情報：大学院教育学研究紀要. 1, pp.119-133, 1999-03-31. 九州大学大学院人間環境学研究科発達・社会システム専攻教育学コース
バージョン：
権利関係：

「日常生活規範」に対する態度形成と家族集団

——他者との関係性認識による態度の変化を手がかりとして——

稲 永 由 紀

はじめに —問題設定

本研究の目的は、「日常生活規範」⁽¹⁾に対する態度形成と道徳的環境としての家族集団との関連について、社会的な文脈を織り込むことにより新たな知見を提示することにある。

「マナー／モラルの欠如」という言葉に代表されるように、日常生活上の規範意識の欠如が取りざたされるのは、今に限ったことではない。特に最近では、「(子どもについて) 近年, 社会のルールを無視した自己中心的な行動が多く見られるといった指摘も少なくない (文部省 1996, 同 1997)」という認識も見受けられる。これらの問題意識を象徴するかのようには、これまで、生活意識調査や子どもの実態調査の類が数多く行われる中で、規範意識に関する問題は必ずと言っていいほど扱われてきた。だがそれは、あくまで規則に対する理解などの描写にとどまることが多く、子ども (あるいは青少年) を対象にしたものでも、触法行為に限定した研究を除けば、その規範意識構造や形成要因について深く言及したものは意外にも少ない⁽²⁾。

本研究においては、日常・一般レベルでの「実態」としての規範に対する態度と、その態度形成における社会的な環境との関連を考察することにある。その際、日常生活規範の多くがもっぱら基本的生活習慣の類であり、それは「しつけ」という形で幼児期から教え込まれることから、今回は家族集団との関連に絞って考察してみたい。

1. 分析の枠組 —先行研究の概観と本稿の分析課題

(1) 規範をめぐる実際の行為選択 —状況の定義

これまで、日常生活レベルまで含めた規範意識およびその形成について、少ないながら主に心理学的な分野での知見が残されており、それは規範意識あるいは社会的ルールに関する心的構造の解明に主眼をおいている⁽³⁾。

ところが、実際に規範に関わる行為選択を行う際、常時、自分が持っている知識としての規範に従って行為選択を行うのではない。そこには必ず「場面」が付きまとう。行為を向ける他者が明確であるかないか、あるいは何に準拠して行為選択を行うかといった、行為者による「場面」の解釈が規範の実際の遂行を左右する。したがって、規範意識の発達やルール観の概念的区別といった心的構造が必

ずしも実際の行為や態度に反映されるとは限らない。例えば、「赤信号では道路を渡っていけない」という法律上の行為命題（社会規範）が、いくら子どもたちに規範として理解されていても、実際は往々にしてそれに違反したり、あるいはその場の状況によって違反するか遵守するかが変化するのであり（拙稿1995）、そういった実際の行為選択の次元での把握が「実態」の把握となる。

したがって、本稿では、日常生活規範をめぐる子どもの「実態」から出発するために、まず規範意識という心的構造ではなく、実際の行為の次元からアプローチを試みる。本研究において規範意識という概念を使用しなかったのは、あくまでも実際の行為選択から態度を測定し、それを軸に「態度形成」について考察を行うことで、より「実態」を意識することが可能となるからである。

（２）律法的行為選択と個別＝状況主義的行為選択 —— 社会・文化的文脈の導入

ところで、先述したように、規範をめぐる実際の行為選択は必ずしも律法的な形で行われるわけではなく、規範遂行場面での状況の認識がその行為選択を左右する。そういった行為選択の志向を考えたとき、そこに社会・文化的な違いが存在することが先行研究から指摘されている。例えば浜口（1986）の指摘では、公共的な場面でのアメリカ人と日本人の行動パターンを比較すると、アメリカ人では普遍＝論理主義に基づく「規範的行為」ないし「定律的行為」をするのに対し、日本人はその都度特定の状況に対して臨機応変に対応していくのであり、行為の志向としては規範や内的基準よりも状況にあるという。これは、日本人の規範をめぐる行為選択が特に「場面」の状況に左右されるということに他ならない。つまり、行為選択という「実態」から出発すると、この「定律的行為」と「個別＝状況主義的行為」を視野に入れた形で考察することが必要となってくるのである。

（３）個別＝状況主義的行為選択と「日本的」家族関係

浜口の指摘した「個別＝状況主義的」行為パターンは、親子関係や育児に関する日米の比較研究などからも指摘されているが（牧野 1976, 恒吉 1992, 山村 1993, 東 1994など）、親子関係や育児研究からは更に、このような「個別＝状況主義的」行為選択の背後に、社会生活や育児の特徴、さらには親子関係の違いがあることが指摘されている。それらをまとめると、欧米の夫婦家族は大人としての優位性を持つが、それに対し日本の親子中心は、親子が情緒的に一体化して個別主義的な人間関係を持つ（山村 1993 40頁）。そのことが個別＝状況主義的な行為選択の志向を形成する、というものである。したがって、日本的しつけの下で育てられた者は他者包絡的な志向でもって行為選択を行う、つまり、状況によって規範に対する態度が左右されやすいと考えることができる。

ところで、規範意識形成研究におけるこのような社会的環境との関連は、これまでも道德性形成研究の中で多少触れられている。その知見をまとめると、道德性形成において家族集団は大きな影響力を持ち、特に自分の行為が他者にもたらす結果やそれに対する責任を追及する「誘導的しつけ（inductive discipline）」（Hoffman & Saltzstein 1967）や受容的態度が道德性形成と関連する⁽⁴⁾。この知見より考えると、先に示した日本人の行為選択志向の形成と矛盾する。ただし、もともと道德性形成より規範意識形成の方がより律法的な志向を要求されているのと同時に、この知見が前提としてい

るアメリカの親子関係そのものが明確な上下関係を下にして成り立っていることから考えると、この知見をそのまま日本人の道徳性形成や規範意識形成に反映させるのはいささか無理がある。それは、誘導的しつけや受容的態度が、他者包絡的な志向を内在している可能性が高いと思われるからである。そう考えれば、アメリカと違い、日本的な親子関係の下では、状況に左右されない「定律的行為」への志向は形成しにくいと考えられるのである。

（４）本稿の分析課題

以上、先行研究から言えることは、①規範意識研究あるいは道徳性形成研究において、規範に対する実際の＜行為＞という部分からのアプローチが不足していること、さらに、②道徳性の形成と家族集団との関連については、その重要性は指摘されているものの、前提になっているのは「西洋的」な家族集団や親子関係であり、他者包絡的な志向という「日本的（東洋的）」人間像やそれを形成するであろう育児様式の違い、さらにはその背後にある家族集団や親子関係の違いなどの知見を盛り込んだ研究は少ない、という点である。

このように、規範に対する態度という、実際の行為を元にした次元から形成を見てみると、そこにはかなり社会・文化的文脈が入り込んでいることが分かる。そのことを踏まえて、本稿での分析課題として、以下の３点を設定した。

分析課題①：（日常生活）規範に対する態度形成には、いわゆる「肯定的な社会的環境」としての家族集団のあり方が大きく関連を持つと考えられる。ただし、「肯定的な社会的環境」とはいても、家族全体の雰囲気よりもむしろ、決まりや約束事をめぐる親や家族の態度や対応が、子どもの日常生活規範全体に対する態度を大きく左右するのではないか。

この課題は、これまで道徳性の形成について言われていたことを、規範に対する態度形成について当てはめてみようとした時に出てくるものである。ただし、先に指摘したように、特に日本の場合では、家族全体の親和度や当事者に対する受容度が高いほど規範に対する態度が遵法的になるとは限らないと考えられる。

分析課題②： 場面の解釈による規範に対する態度の違いについて、たとえ家族集団が「肯定的な社会的環境」であったとしても、規範遂行の際に具体的な他者を想定しやすい場合には遵法的な態度をとるが、しにくい場合に遵法的な態度をとらないという、場面による態度の違いにも結びつく可能性があるのではないか。

分析課題③： その場合に、場面毎の規範をめぐる親や家族の対応や叱責方法の違いが、規範に対するより律法的な態度に関連するのではないか。規範に対する律法的な態度の形成には、ある程度権威的な姿勢で子どもに接している／いたか、つまり子どもにとって親に「権威の

感覚」があったかどうか、重要になる。

この2点が「個別＝状況主義」的行為選択に言及した課題である。ここで、具体的な他者を想定しにくい場合の典型例が、公共的な場面であり、この場面の規範をめぐる行為選択に、律法的に行うか状況に左右されるのかという態度の違いが出るだろうと思われる。その対局の、具体的な他者を想定しやすい場面としては、対人的交渉の場面が設定できる。

2. データ

本稿で用いるデータは、筆者が1995年9月に「高校生の日常生活に関する調査」（以下、高校生調査とする）として実施した、質問紙調査である。本調査は福岡県下の高等学校に通う高校2年生に対し、学校での集合調査という形態をとって行った。

本分析に関わって、通常、規範に対する態度について家族集団の影響を受けやすいとされているのは、家族集団が有力な準拠集団となっている時期、つまり児童期以下であると考えられる。だが、児童期あるいは徐々に準拠集団が家族集団外へ移っていく青年期前期の間は、まだ家族集団の影響を受けやすいということもあり、その長期的な「影響力」を考察するには限界がある。もちろん、長期的な「影響力」を完璧な形で考察するには時系列的な調査が必要なため、現段階ではほとんど不可能であると言わざるを得ない。だが、少なくとも態度形成に関して比較的家族集団から影響を受けにくくなる高校生に焦点を当てることで、児童期や青年期前期の段階よりもその関連ははっきりすると考えている。

なお、サンプルとなった高校の抽出については、該当の高校を偏差値の高低で2層に分けて、それぞれの層から無作為に抽出を行ったが、本分析の目的は、規範に対する態度と学校・学科間格差との関連ではないため、これ以上のサンプリングは行っていない。ただし、本調査が家族というプライベートな側面を扱うことから調査実施に難色を示した学校もあったため、最終的には2校での調査となった。

表1 調査対象内訳

	A校		B校	全体
	普通科	実業科	普通科	
調査対象者(A)	209	78	209	496
回収票(B)	199	74	209	482
回収率(B/A×100)	95.2%	94.9%	100.0%	97.2%

3. 日常生活規範に対する態度 ― 対人的交渉場面と公共的場面に着目して

まず、日常生活規範に対する調査対象者の態度の尺度について見ておくことにしよう。態度測定方法として本調査が用いたのは、「日常生活」における基本的生活習慣の類に属する具体的な命題をいくつかあげ、それについてどの程度遂行しているかを答えてもらう方法である。先行研究ではある命題に対する「賛成／反対」を問うことで規範意識を測定してきたものが多いが、この方法では、ある命題が社会的にコンセンサスを得ているかどうかの確認、あるいは知識としてその命題を規範として考えているかという、いうなれば思考次元での確認にとどまってしまう。したがって、本調査で使用する指標では、「どれ位おこなったか」という行為の頻度を問うことにより、実際の行為選択の状況から規範に対する態度を問うことにした⁽⁵⁾。

その際、分析課題に従い、直接対面している他者とのやりとりを律する規範など、行為を向ける他者が想定しやすい場面を律している規範（以下、対人的規範）と、公共の場所における規範など、行為を向ける他者を想定しにくい場面を律する規範（以下、公共的規範）の2種を操作的に設定した上で、命題を選択した。なお、実際の質問紙では、その命題に対応する違反命題に対して、「よくある」「まあまあある」「あまりない」「ぜんぜんない」の4分位の尺度による回答を求めた。違反命題は以下の8種である。

- (1) 赤信号で道路を渡ることがある（公共的規範）
- (2) 家の中でゴミをあちこちに捨てることがある（対人的規範）
- (3) 順番待ちの列に並ばないで、先のほうに割り込むことがある（公共的規範）
- (4) 目上の人に敬語を使わないことがある（対人的規範）
- (5) 道路などにつばやたんを吐くことがある（公共的規範）
- (6) まちで知り合いと出会ってあいさつをしないことがある（対人的規範）
- (7) ゴミ箱が近くにないとき、その場にゴミを捨てることがある（公共的規範）
- (8) 友達との約束を守らないことがある（対人的規範）

この先、この8種の違反命題に対する回答にそって規範に対する態度の類型化を試みるのだが、ここで、実際に回答した結果があらかじめ当方で想定した2つの場面に対する態度に沿うかどうかを照合するため、この8種の命題に対する態度について主成分分析を試みた。その結果、表2に示すように、規範に対する態度について2つの因子が抽出され、それぞれ、「公共的場面における態度」と「対人的交渉場面における態度」に対応していた。これで、あらかじめ当方で操作的に設定した2つの場面に対する態度と因子構造とがほぼ一致していることが確認できた。

これらの結果を踏まえ、公共的規範4種と対人的規範4種について、それぞれの命題に対する態度を「よくある（＝よく違反している）」＝1点、「まあまあある」＝2点、「あまりない」＝3点、「ぜ

表2 日常生活規範に対する態度に関する因子構造（主成分分析 バリマックス回転）

	<第1因子> 公共的場面 での態度	<第2因子> 対人的交渉場 面での態度
(1) 赤信号で道路をわたることがある（公）	0.685	-0.043
(7) ゴミ箱が近くにないとき、その場にゴミを捨てることがある（公）	0.680	0.312
(5) 道路などに唾や痰を吐くことがある（公）	0.626	-0.272
(3) 順番待ちの列の先の方に割り込むことがある（公）	0.557	0.278
(8) 友達との約束を守らないことがある（対）	-0.036	0.634
(4) 目上の人に敬語を使わないことがある（対）	0.219	0.594
(6) 街で知り合いに会って挨拶をしないことがある（対）	0.065	0.578
(2) 家の中でゴミをあちこちに捨てることがある（対）	0.484	0.254
因子負荷量 2 乗和	1.922	1.402
寄与率（%）	24.0	17.5
累積寄与率（%）	24.0	41.6

表3 日常生活規範に対する態度 —合計点数の平均、中央値、標準偏差

	平均値	中央値	標準偏差	N
公共的規範に対する態度（合計）	11.95	12.00	2.30	482
対人的規範に対する態度（合計）	12.09	12.00	1.92	481

んぜんない（＝まったく違反していない）」＝4点として点数化し、2つの場面それぞれについて合計を出した（4点～16点）。表3はその後の基本統計量を示しているが、各規範における平均値にはほとんど差がなく、また中央値が12点であることから、各規範とも合計が11点未満までを「違反群」、12点以上を「遵守群」とし、最終的に表4に従い、操作的に4つに類型化した。この態度類型間を比較するという形で、規範に対する態度形成と家族集団との関連を明らかにしていきたい⁽⁶⁾。

表4 日常生活規範に対する態度類型

		対人的規範	
		違反群	遵守群
公共的規範	違反群	違反型 (n=89)	対人重視型 (n=90)
	遵守群	公共重視型 (n=86)	遵守型 (n=216)

ここで、規範に対する態度の4類型における行為選択や態度の違いをよりはっきりさせるために、2つの項目について考察を加えてみたい。

本調査では、今回軸とする規範に対する態度以外に、規則や約束事などを普段守るほうかどうかを4分位の尺度で回答してもらっている。表5にその結果を示しているが、遵守型の約半数が「1. たいいてい守るほうである」と答えているのに対し、違反型は約4割の者が「3. 守らないほう」と回答し

表5 規則や約束事に対する普段の態度 — 類型別

%。ただし()内は実数。

	違反型	対人重視型	公共重視型	遵守型	全 体
1. たいてい守るほう	7.9	21.1	34.9	46.7	32.6
2. どちらかといえば守るほう	52.8	62.2	58.1	49.5	54.1
3. どちらかといえば守らないほう	36.0	14.4	5.8	3.7	12.1
4. ぜんぜん守らないほう	3.4	2.2	1.2	0.0	1.3
合 計	100.0(89)	100.0(90)	100.0(86)	100.0(214)	100.0(479)

p<.001

ている。ただしここでは、対人重視型よりも公共重視型に「1.たいてい守るほう」と回答した者が多いことに注目したい⁽⁷⁾。行為を向ける他者を想定しやすい場面でのみ遵法的な態度をとる者は、規則や約束事など「しなければならないこと」に対してもともとあまり遵法的でないことを示している。このことは、対人重視型の者が行為選択を個別＝状況主義的におこなっている可能性がある、ということを示すものである。

では、その対人重視型の態度をとる者が実際に個別＝状況主義的な行為選択をするかどうかについて、見てみることにしたい。社会規範への同調行動には、サンクションの有無が大きな要因となる。拙稿(1995)では、サンクションとして他人の目線の有無（周りに人がいるかいないか）と一緒に行動している友人の態度が、規範に対する同調行動を左右することを指摘している。そこで、他者との関係性認識を考慮して以下のような設問を設け、回答してもらった。

設問：「交通量の多い道路を渡ろうとしています。近くには歩道橋があるのですが、横断歩道はありません。その時、友達があなたに「道路を渡ろう」と言ってきました。そんなとき、あなたならどうしますか。」

本設問に対する回答を類型別に示したのが表6である。本設問の場合、規範（＝道路を渡らない）

表6 サンクションによる態度の変化 — 「1.道路を渡る」と答えた者 (%)

	違反型	対人重視型	公共重視型	遵守型	
① 周りに人がいる時	78.7	71.1	59.3	45.6	***
↓	↓	↓	↓	↓	
② 周りに人がいない時	64.0	61.1	55.8	35.3	***
変化率 (%ポイント)	14.7	10.0	3.5	10.3	

*** p<.001 N.A.は除く

を違反したとしても、それが視線を向けている周りの人に直接影響をおよぼすわけではない。だが、対人重視型の者は、先ず、周りに人がいなくても友人の意見に同調した形で「1.道路を渡る」と答えた者が約7割存在する。そして、その際に周りに人がいるというサンクションが加わると、それに配慮して態度を変える者が現れている。特にその違いは、公共重視型と比較すると明らかなのであるが、対人重視型の者の態度とその変化は違反型とそう変わらない動きを示している。このことは、対人重視型の者が規範をめぐる律法的な態度をとるのではなく、その場や状況といった、自分と他者との関係性の中で態度を変えていくということを、より明確に示している。

4. 日常生活規範全体に対する態度と家族環境との関連

—違反型と遵守型との比較を通して—

さて、前節を踏まえて、分析課題①を検討することにしよう。ここでは、2種の規範いずれにも遵法的な態度をとらない「違反型」と、いずれにも遵法的な態度をとる「遵守型」の家族環境を比較することによって、規範全体に対する態度と家族集団との関連を考察することが可能である⁽⁸⁾。

その結果が表7である。先ず、本人と家族全体の関係について、家族の人とよく話をするか否かと、親が自分の話をよく聞いてくれるか否かという2つの項目を設定して考察をした。ところが、遵守型の者のほうが違反型の者よりも10%程度肯定の態度を示す者が多いものの、検定による有意差を確認するまでには至っていない。自分と親や家族との間が上手くいっているか否かといったことは、確かに「肯定的な社会的環境」の重要な要素ではある。だが、家族と上手くいっているか否かそのものは、規範全体に対する態度形成とほとんど関連が見いだせない。

では、規範全体に対する態度と関連を持つのはどういった「肯定的な社会的環境」なのだろうか。それは、一言で言うと、規範に関わって親や家族がどう対応しているのか、である。表5の後半3項目は、決まりや約束事全般に限定した家族の雰囲気と、本調査で設定した2種の規範それぞれに対する親の対応について問うた項目である。すると、遵守型の家族の雰囲気の方が決まりや約束事に対し

表7 規範全体に対する態度と家族集団との関連 —違反型と遵守型— (%)

	違反型		遵守型	
家族の人との親和度（「1.よく話をする」）	40.9		51.6	
親の受容度（自分の話を「1.よく聞いてくれる」）	28.7		37.6	
決まりや約束事に対する家族の雰囲気（「守られている雰囲気」）	62.8	<	89.7	***
対人的規範に対するしつけの厳しさ（「厳しかったほう」）	47.7	<	66.8	**
公共的規範に対するしつけの厳しさ（「厳しかったほう」）	67.5	<	81.7	**

*** p<.001 ** p<.01 N.A.は除く

注：すべて4分位の尺度で回答。ただし、後半3項目については、「1.かなり守られている（厳しかったほう）」と「2.どちらかといえば守られている（厳しかったほう）」の2つをあわせた数値である。

て厳しい傾向にあることが伺える。また、2種の規範に対するしつけの厳しさについても、同じく遵守型の親の方が厳しい傾向にあることが伺えるのである。

日常生活規範に対する態度形成と家族集団においても、確かに「肯定的な社会的環境」は社会規範全体を受け入れる土台にはなる。ただし、関連があるのは、決まりやルールそのものに対する家族または親の対応であり、本人と家族との親和的な関係ではないことが確認できるのである。

5. 他者との関係性認識による態度の変化と家族集団との関連

—対人重視型を含めた比較を通して—

さて、規範全体に対する態度と家族集団との関連が明らかになったところで、今度は規範遂行場面による態度の違いを加味した分析課題②および③についての検討に入ろう。

先ず、分析課題②について、ここでは、先の違反型—遵守型の比較に中間型として対人重視型を加え、この対人重視型の態度を持つ者の家族集団がどちらの型に近いのかを考察することで可能となる。

さて、その対人重視型の態度の特徴を再確認してみると、行為を向ける他者を認識しやすい場面においては遵法的な態度をとるのに対し、そうでない場面においては遵法的な態度をとらないというものであった。さらに、対人重視型の態度をとる者は普段から決まりや約束事など「しなければならない」ことに対して遵法的ではなく、律法的な行為選択よりも他者や外界との関係つまり状況に志向して行為選択を行うという、個別＝状況主義的な行為選択の傾向が見られることを指摘していた。逆に、その個別＝状況主義的な行為選択が行為遂行場面によるこのような態度となって現れたと言ってもよく、基本的に律法的でないという点で、規範に対する態度は違反型に近い。

ところが、表8において家族集団との関連を比較してみると、対人重視型の傾向はむしろ遵守型に近い傾向を見せている。まず、本人と家族との関係について、もともと違反型と遵守型の比較では検

表8 規範遂行場面を加味した、規範に対する態度と家族集団との関連1

—対人重視型を入れた比較—

	(%)			
	違反型	対人重視型	遵守型	
家族の人との親和度（「1.よく話をする」）	40.9	< 54.4	51.6	*
親の受容度（自分の話を「1.よく聞いてくれる」）	28.7	34.8	37.6	
決まりや約束事に対する家族の雰囲気（「守られている雰囲気」）	62.8	< 84.1	89.7	***
対人的規範に対するしつけの厳しさ（「厳しかったほう」）	47.7	< 66.3	66.8	**
公共的規範に対するしつけの厳しさ（「厳しかったほう」）	67.5	< 78.6	81.7	*

*** p<.001 ** p<.01 * p<.05 N.A.は除く

注：すべて4分位の尺度で回答。ただし、後半3項目については、「1.かなり守られている（厳しかったほう）」と「2.どちらかといえば守られている（厳しかったほう）」の2つをあわせた数値である。

定による有意差は確認できなかった。ところが、家族との親和度については違反型よりも高く、遵守型をも上回っており、検定による有意差も確認できた。親の受容度については検定による有意差が確認できなかったにせよ、対人重視型の家族との関係は、違反型よりもむしろ遵守型の方に近いのである。また、規範全体に対する態度と関連を持つ後半の3項目にしても、決まりや約束事全般に限定した家族の雰囲気は遵守型とほとんど変わらない。更に、2種の規範に対するしつけの厳しさも、明らかに違反型の家族集団よりも厳しい傾向にあり、遵守型に近い傾向を示している。もっとも、公共的規範に対する態度に対する厳しさは、対人重視型より公共重視型の方が高い(88.5%)のであるが、その項目を含め、規範に関わる親や家族の対応ですら遵守型と同傾向を示していることには違いない。これらのことから、「肯定的な社会的環境」としての家族集団が遵法的な態度をとる者の形成に必ずしもつながるとは限らないということが確認できるのである。

このことから即座に、対人重視型と遵守型を分かつ家族環境の違いはないという結論に達するのは簡単だが、その前に、分析課題③についての検討を行うことにしたい。本調査では、悪いことをしたときの親の叱責法が、「どうしてこんなことしたの」という具合に理由や責任といった他者との関係性を重視した叱責法(以下、「理由型」叱責法)が多いのか、それとも「とにかくやめなさい」という具合に権威や力で従わせる叱責法(以下、「命令型」叱責法)が多いのか、について問うた項目がある。その項目について各態度類型間の比較を行うことで、分析課題③の検討を行う。

その際、対人重視型とミラーになっている公共重視型についても比較の対象に入れることにした。この型については更に詳しく形成関連要因を調べていく必要があるが、今回は、公共重視型の特性が表5および表6に見られるように、対人重視型に比べて遵守型に近いほど状況に左右されない行為選択を行う型であることから、状況にあまり左右されない律法的な行為選択に関連がある家族集団の特徴をより明確にする目的で、比較対象に含めた。これに伴い、公共的規範に対するしつけの厳しさについても再度比較を試みることにした。

その結果が表9である。まず、親の叱責法について考察すると、対人重視型に理由型の叱責で対処する親が3/4を占め、遵守型の親よりも高い傾向にあることが見いだせた。念のため本項目について、遵守型と違反型のみで有意差の検定を行ったがそれは認められず、また、比較対照として用いた公共重視型の傾向も、ほぼ違反型や遵守型と同じものであった。さらに、公共的規範に対するしつけ

表9 規範遂行場面を加味した、規範に対する態度と家族集団との関連2
—叱責法および公共的規範に対するしつけの厳しさについて—

	違反型	対人重視型	(公共重視型)	遵守型	(%)
叱責法の違い(1.「理由型」叱責法が多い)	57.6	< 76.4	> 60.2	65.9	*
公共的規範に対するしつけの厳しさ(「厳しかったほう」)	67.5	< 78.6	< 88.5	81.7	**

** p<.01 * p<.05 N.A.は除く

注:公共的規範に対するしつけの厳しさについては、4分位の尺度での回答を求めたが、そのうち「1.かなり厳しかったほう」と「2.どちらかといえば厳しかったほう」の2つをあわせた数値である。

の厳しさについても、公共重視型の親は遵守型や対人重視型の親よりもむしろしつけが厳しい傾向にあったのであり、これは、規範を規範として守らせるという「命令型」のしつけの傾向とほぼ一致するものである。これらのことから、規範に対する律法的な態度形成に、「理由型」の叱責法がむしろマイナスにはたらいっている可能性があることを示している。

このことは、規範に対する態度形成に関して、ある種対等な関係のもとでの「肯定的な社会的環境」というよりもむしろ、それに加えて上下関係という「権威の感覚」(Dulkheim 訳書 1964)を伴った「肯定的な社会的環境」が必要になってくることを示唆しているとも考えられるのである。もちろんその背後に、山村らが指摘したような日本における育児様式の違いとその背後にある親子関係の違いという社会・文化的文脈が見え隠れするのは、言うを待たない。

6. 結 論

これまでの規範意識研究では、まず行為という次元からアプローチした研究がなく、その枠組では「実態」としての規範に対する態度を把握することが困難であった。また、規範意識形成と社会的環境との関連という点では、主に道徳的社会化研究から家族集団の重要性が指摘されていたが、厳密には規範意識形成研究と道徳的社会化研究とは異なっていることもさることながら、規範や道徳を一枚岩的に捉え、その形成まで含めて社会・文化的文脈を半ば無視してきた。端的に言えば、「肯定的な社会的環境に生きている子どもは、敵意と脅威に満ちた社会的環境にいる子どもよりも、社会的規範を自ら進んで受け入れる」(Kohlberg 訳書 1987 26頁)という捉え方しか出来なかったのである⁽⁹⁾。その点、本研究では、規範意識研究に積極的に社会・文化的な文脈を引き入れるべく、敢えて「規範意識」という心的構造ではなく、実際の行為選択の頻度を軸とした「規範に対する態度」を主軸に置いた。そうすることで、行為選択および態度形成における社会・文化的知見が導入可能となり、規範をめぐる行為選択の実態の部分により即した形での踏み込んだ考察が可能となったのである⁽¹⁰⁾。

その結果、まず規範に対する態度は、行為を向ける他者が想定しやすいか否かという他者との関係性認識の濃淡によって大別され、規範遂行場面の状況は無視した形でひとくくりにして論じる性格のものでは決してない、ということが明らかになった。更に、道徳性の形成の場合は確かに「肯定的な社会的環境」としての家族集団が重要な形成要因となるのだが、本研究において考察した日常生活規範に対する態度形成の場合は必ずしもそうではなく、「肯定的な社会的環境」が他者との関係性という状況の認識がしやすいか否かで規範に対する態度を変えるという部分に関連してくる可能性がある、ということが明らかになった。道徳や規範といった問題は、もともと社会・文化的文脈を無視できない性質を持つ。それを取り込むことで、これまで心的構造やその普遍性に着目するあまりに社会・文化的な文脈に背を向けていた心理学的な研究が見落としてきたものに光を当てることにはなっているはずである。

もっとも、質問紙調査には設問項目数や態度測定などに限界があり、本研究結果を精緻化するにあたって更なる詳細な考察を必要とすることは否定できない。例えば、実際の規範遂行場面における行

為者の解釈枠組に関して、質的調査等の別の方法で補強することが今後残された課題の一つとなる。また、筆者の元々の関心が公共性の高い場所（本稿でいう公共的場面）における行為選択ないしは規範に対する態度形成の社会的文脈の考察にあるため、今回は他者との関係性の濃淡を規準に規範遂行場面をこちら側で操作的に2つに設定した。だが、厳密に言うと、規範遂行場面における解釈枠組は行為者によって多様である。その多様な解釈枠組についても視野に入れながら、更に「状況」を手がかりとして社会的な文脈を積極的に取り入れることで、規範に対する態度形成研究の理論的枠組を精緻化していくことも、今後の課題となる。

註

- (1) この「日常生活規範」という用語は、習慣的規則、つまり成文化されているか否に関わらず各人が例外なく共通に遵守するべきであるとされる行為様式に関する社会規範として使用する（拙稿 1996）。人々は日常生活において、他者との利害対立を調整するために常にさまざまな行為選択を行うのだが、日常生活の中での行為選択の多くは、自覚的にも無自覚的にも、専ら社会・文化的文脈の範囲内で習慣的規則に則って行われることが多い。その習慣的規則のことを指す。
- (2) 規範意識について考察をおこなった調査報告・研究が全くないわけではないが、触法行為やいじめなどのいわゆる非行との関わりを論じたものや、規範意識（規範感覚）の実態をこと細かく描写することを主眼としたものがほとんどである（例えばベネッセ教育研究所 1986, 同 1988, 同 1996など）。その数少ない調査報告・研究の中で、規範意識形成要因について詳細な考察を試みたものに総務庁青少年対策本部編(1994)がある。この研究は最終的に規範意識形成と家族集団との関連を論じている。ただ、この研究についても、規範意識の「規範」として想定されているものが触法（あるいは不良）行為や校則であり、また「一般群」と「非行群」との比較によってその形成要因を取り扱っていることから、本研究における問題関心つまり触法（または不良）行為へ至らないレベルでの規範意識形成を念頭においたものではない。いずれにせよ、本研究のような一般・日常レベルでのいわば「基本的生活習慣」の類に属する規範に対する態度形成に焦点を当てたものは、問題関心の高さの割に少ないといって良いであろう。
- (3) 例えば、安香ら(1990)では、学校教育場面におけるルール・システムにおける認識や感情を「規範意識」と定義し、規範意識の構造やその男女差などを明らかにしている。また、「規範意識」という概念は使用していないが、本研究に関わって、特に児童期において社会的ルール観における「道徳」と「慣習」の概念的区別ができてくるようになることも明らかになっている（首藤・岡島 1986）。
- (4) 道徳性形成と家族集団との関連については、岩佐(1991)に詳しい。
- (5) 規範として具体的な行為命題をあげてその頻度や賛否を問うという態度測定方法は、裏を返せば、研究者個人がア・プリオリに「規範だ」と見なす行為命題についての行為頻度や賛否を問うということにもなる。価値観の多様化／多元化という現状を鑑みると、こうした方法の採用には

異論が出て来るであろう。だが、少なくとも、行為の次元からその態度を問うとなると、紙面が限られた質問紙調査ではある特定の行為命題に対して実際にどうしているかを測定する以外に、有効な態度測定方法は現在のところ見つからない。測定方法をめぐる議論は別の機会に譲ることにするが、本調査における行為命題の選定については、各種法律もさることながら、しつけやマナーなどの本などを参照し、研究者（＝筆者）の主観に極力頼らないように考慮した。

- (6) 各類型に関する全体の分布と性別の分布については、高校生の規範に対する態度の様態そのものとして関心が持たれるため、以下に示しておく。なお、多くの規範意識研究では規範意識に男女差があることが指摘されており、本稿で採用した方法においてもそれが確認されている。だが、今回の分析課題においては、男女差を指摘することやいわゆるジェンダーを媒介変数にした分析が目的ではないので、性別についてはこれ以上言及しない。

付表1 高校生の日常生活規範に対する態度 — 全体, 性別 (%)

		違反型	対人重視型	公共重視型	遵守型	計
全	体	18.5	18.7	17.9	44.9	100.0 (n=481)
性 別	男	23.5	27.8	11.7	37.0	100.0 (n=230)
	女	14.1	10.4	23.3	52.2	100.0 (n=249)

N.A.は除く

- (7) 対人重視型と公共重視型のみでのカイ二乗検定でも.001水準で有意差が認められている。
- (8) 環境として家族集団を見た場合、その内容は家族構成、意図的要因、無意図的要因の3つに大別することが出来る。このうち、家族構成そのものが規範に対する態度に関連を持たないことについては、すでに拙稿(1996)において確認済みである。したがって、本稿においては主に後の2者について検討を加える。
- (9) なお、道徳性形成研究においても、一部「状況」を加味した見方が出てきている（例えば Gilligan 1982=1986）。
- (10) 普遍性の追求を目指した従来の心理学的道徳的社会化研究に、文化・社会的な文脈を積極的に取り入れようとする試みについては、拙稿(1997)においてすでに議論をしている。なお、Kohlberg 自身は、家族集団も他の集団同様「社会的環境」を構成する一部であり、特に家族集団の重要性を主張していたわけではない。

<引用・参考文献>

- 安香宏・田中純夫・関真理子・中村奈緒子・笠井孝久 1990 「児童における規範意識の構造とその関連要因」『千葉大学教育学部紀要』第38巻, 第1部, 1-29頁。
- 東洋 1994 『日本人のしつけと教育 — 発達の日米比較にもとづいて』東京大学出版会。
- ベネッセ教育研究所 1996 『「規範感覚」と「いじめ」(モノグラフ・中学生の世界 Vol.54)』。

- Durkheim, E., 1925, 麻生誠・山村健訳 1964 『道德教育論 1・2』 明治図書。
- 福武書店教育研究所 1986 『「規範感覚」の崩れをめぐって (モノグラフ・中学生の世界)』。
- 1988 『子どもの道德心をめぐって (モノグラフ・小学生ナウ Vol.8-9)』。
- Gilligan, C. 1982, “In a Different Voice -Psychological Theory and the Woman’s Development”.
- 岩男寿美子監訳 1986 『もうひとつの声 —男女の道德観の違いと女性のアイデンティティ』
川島書店。
- 浜口恵俊 1988 『「日本らしさ」の再発見』 講談社。
- Hoffman, M. L. & Saltzstein, H. D., 1967, ‘Parent discipline and the child’s moral development’, *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.5, No.1, pp.45-57.
- 稲永由紀 1995, 「中学生の「公共的な場」における態度に関する考察」『九州教育学会研究紀要』
第22巻 (1994年度版), 109-114頁。
- 1996 「高校生の道德的社会化に関する一考察 —日常生活規範に対する態度と家族集団との関連—」『九州教育学会研究紀要』第23巻 (1995年度版), 245-251頁。
- 1997 「道德的社会化研究の社会学的アプローチ再考 —他者との関係性認識を手がかりとして—」『九州教育学会研究紀要』第24巻 (1996年度版), 87-94頁。
- 岩佐信道 1991 「道德性の発達と家庭教育」大西文行責任編集『道德性と規範意識の発達 (新・児童心理学講座⑨)』金子書房, 177-201頁。
- Kohlberg, L. 1969, “Stage and Sequence -The Cognitive-Developmental Approach to Socialization”. 永野重文監訳 1987 『道德性の形成 —認知発達のアプローチ』新曜社。
- 文部省 1996 『小学校 社会のルールを大切にする心を育てる (道德教育推進資料指導の手引 6)』。
- 1997 『中学校 社会のルールを大切にする心を育てる (道德教育推進資料指導の手引 6)』。
- 佐藤 (牧野) カツコ 1976 「親子関係と子どもの社会化」『教育社会学研究』第31集, 17-28頁。
- 首藤敏元・岡島京子 1986 「子どもの社会的ルール概念」『筑波大学心理学研究』8, 87-98頁。
- 総務庁青少年対策本部 1994 『青少年の規範意識形成要因に関する研究調査』。
- 恒吉僚子 1992 『人間形成の日米比較 —隠れたカリキュラム』中央公論社。
- 山岸明子 1996 『道德性の発達に関する実証的・理論的研究』風間書房。
- 山村賢明 1993 『家庭と学校 —日本の関係と機能』放送大学教育振興会。

(追記) 本研究で使用したデータは、筆者が修士論文を作成する過程において行った調査である。ただし、本研究自体は平成9年度科学研究費補助金 (特別研究員奨励費 「青少年の道德的社会化に関する研究 —公共的場面での行為選択及び規範観形成を中心に—」) の研究成果である。

(九州大学大学院教育学研究科博士後期課程・日本学術振興会)

**The Formation of an Attitude to “Customary Norms in Everyday Life”
in the Family
— Focusing on a Change of the Attitude Depending on Cognition
for the Relivance to Others —**

Yuki Inenaga

The purpose of this paper is to discuss the formation of an attitude toward social norms in the family by referring to its social/cultural context.

Do we observe/not observe the same rule, anytime and anywhere? Indeed we refer to the norms as “knowledge” when we act, but actually it depends on the definition of the situation, especially the consciousness for the relevance to others, whether we observe it or not. In the former studies about “the formation of norm consciousness” at the level of everyday life and about “moral socialization”, it like “Kanjin-Shugi (=contextual)” act pattern in Japanese was not considered.

But in the studies of socialization in Japan, it is pointed out that such a “contextual” act pattern is formed by the family. For the relation of “parent(s)-children” is the center of Japanese family, and the ranking between parents and children under such a family structure is not clear. Therefore I think that “positive social climate” and “inductive discipline” in the family, which are effective in the formation of norm consciousness or moral socialization in former studies based on the family in America or Europe, related to the NOT-Contextual attitude to the norms.

To examine this problem, I used the data of the research for high-school students who are less influenced by families. In this questionnaires, I asked about an attitude toward the norms under these two situations about “customary norms in everyday life” (ex. “Social rules”, manners, morals), which are set the directly “face-to-face” situation and the indirectly “face-to-face” situation (ex. “Public space”).

The findings are as follows: (1) the formation of an attitude to “customary norms in everyday life” is related to the family as “positive social climate”, but it is the strict climate to the rules, not familiarity. (2) The climate of the family of the type which decides an attitude to the norms depending on cognition for the relivance to others (=“the Contextual attitude”) is “positive”, as well as the type of it which observes the norms in both situations (=“the NOT-Contextual attitude”). (3) The “inductive discipline” is not related to the formation of “the NOT-Contextual attitude”, but the formation of “the Contextual attitude”.

(Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science, Kyushu University)